

博士学位論文要約

マックス・ヴェーバーにおける政治と倫理

——近代国家の暴力性に対する心情倫理的応答と近代的主体の形成についての研究——

2016年10月

奈良女子大学大学院人間文化研究科

河原（内藤）葉子

【本研究の課題】

本研究の課題は、マックス・ヴェーバー(Max Weber, 1864-1920)の政治思想において、近代国家を特徴づける暴力はどのような内容をもつと解釈できるのか、また近代国家の暴力との関連において、政治と倫理の緊張関係が近代的主体をどのように構築し、またどのようにその存在を規定していくのかを問うことである。後者の問いに対しては、とくに「心情倫理」に着目して接近する。

ヴェーバーは、近代国家を特定の領域内部で「正当な物理的暴力行使の独占」を（実効的に）要求する人間共同体と簡潔に定義した。政治秩序の形成を、権力をめぐる政治的・社会的集団間の闘争という観点から捉える「闘争の力学」が、彼の政治論の要である。さらに、そこに現れる暴力／権力(Gewalt)が「正当性(Legitimität)」の獲得によっていかに安定したものとなっていくかを論じたように、彼の関心は、伝統的・カリスマ的・合法的支配の三類型に整理されていくところの正当性をめぐる支配の問題にも向かう。

一方で、彼の国家観には政治社会学的観点からだけでは十分に捉えきれない奥行きがある。ヴェーバーは、近代国家に内在する暴力が近代人の生と思考と行動にいかなる影響を及ぼすのかを問う。政治と倫理の緊張関係への注視は彼の政治哲学の主旋律である。暴力を内在させる政治という固有領域に対して人間は倫理的にいかなる態度をとりうるのか——この問いこそが「責任倫理(Verantwortungsethik)」と「心情倫理(Gesinnungsethik)」というテーマを生み出す源である。

心情倫理は『職業としての政治』(1919年)において、責任倫理の対抗的倫理として最終的に定式化された概念である。ヴェーバーは、第一次世界大戦直後のドイツで「無品位」な政治行動をとる当時の革命主義者や平和主義者を「心情倫理家」として批判した。それゆえ先行研究においては概ね、責任倫理を重視する観点から、決断力や責任感を備えた強靱な意志主体をヴェーバーの思想から導き出す立場が支配的である。ただしこうした見解の問題は、心情倫理が責任倫理の引き立て役になりがちであること、また両概念の対立を最初から前提に論じてしまう点にある。実はヴェーバーが責任倫理を導入したのは最晩年の講演「職業としての政治」の加筆原稿においてである。ここに、なぜ彼はそれまで使用

していた「結果倫理」や「結果に対する責任」ではなく、「責任倫理」を最終的に導入したのかという問いが現れる。対して心情倫理は宗教社会学研究を通じて早くから用いられた概念であった。そこでは心情倫理は個別的規範や儀礼主義の桎梏を打ち破り、現世を動的に展開させていく革命的要素を内包したものと説明された。心情倫理は『職業としての政治』においては低い評価を受けているものの、先行する宗教社会学研究においては何らかの価値評価をされているわけではなかったのである。またこの宗教社会学研究において、心情倫理は「世界の脱魔術化(Entzauberung der Welt)」という西洋独自の文化的発展経路に深く関連するとヴェーバーが捉えていた点を押さえることは重要である。

従来の研究において、この評価の変化、ないし心情倫理の内容に対して十分な説明を試みた研究は決して多いとはいえない。『職業としての政治』が彼の政治哲学を凝縮した内容を併せもつテキストであることを考慮すれば、ここに現れる心情倫理は宗教社会学研究を源泉としつつもその文脈から離れ、国民国家化の進展する近代西洋文化世界を背景とした近代人特有の主体形成とその特質に関わる概念であると考えられる。こうした事情をふまえるならば、責任倫理ではなく心情倫理から見ることによって、自律的・意志的な責任主体としての近代的主体とは別様の主体像をヴェーバーの政治思想から析出することもできるだろう。本研究では、心情倫理を中心に検討することを通じて、価値の多元的分裂状況（「神々の闘争(Kampf der Götter)」）を呈する近代世界において、国家の暴力性に対峙することから倫理的であらざるをえないように主体化される近代人の姿を描き出す。国家の暴力性との関わりにおいて、倫理的であることの意味をめぐる問いとそこに現れる緊張関係こそ、本研究が焦点を定めようとする問題領域である。

以上により本研究は、①「正当な物理的暴力」を独占する近代国家のもとで現れる政治と倫理の緊張関係、②心情倫理を通じた近代的主体の思考および行動の論理、③世界の脱魔術化と「神々の闘争」を特徴とする近代世界における心情倫理の意義と問題性について追究し、最後に、④心情倫理の問題性を前提にして見えてくる責任倫理の意義と可能性についてあらためて考察を試みる。

【各章の構成と内容】

上記の課題を遂行するために本研究は、ヴェーバーの政治哲学の要となる政治と倫理の緊張関係が近代国家と近代的主体の関係をどう特徴づけているかを、第1部においては近代国家に内在する暴力との関連で、第2部では心情倫理を通して明らかにする。

第1部では近代国家の暴力について政治社会的観点と政治哲学的観点から考察する。

第1章では、近代国家を決定権力として法学的に捉えるC・シュミットと対比させて、ヴェーバーの近代国家規定を政治社会的観点から扱う。ここでは、諸集団の利害関心が重層的にせめぎあうなかで、近代国家による暴力の独占と正当性の獲得がなされてくること、またそれらが近代国家の重要な標識として捉えられている点を確認する。さらに第一次世界大戦期におけるヴェーバーのドイツ新秩序構想が、官僚制的支配によって人間の自由と創造性が硬化する事態への危機意識のもとで唱えられたものであることを論じる。

第2章では、近代国家に内在する暴力を「愛の無世界論(Liebesakosmismus)」とトルストイを対抗軸にしながらか検討することによって、近代国家の暴力性と人間の倫理性との緊張関係を政治哲学的観点から明らかにする。それによって、ヴェーバーの国家規定に現れる暴力という概念には、支配のための物理的暴力という意味だけが含まれているのではなく、暴力を完全否定する愛の無世界論という原理的対抗概念が織り込まれている点を詳らかにする。

第2部では、政治と倫理の緊張関係を心情倫理から見ることによって、国家の暴力性・非人間性と根本的に敵対・対峙するところに生じる倫理的な思考と態度の様相を明らかにし、近代的主体の意義と特質について考察する。

第3章では、心情倫理概念が集中的に用いられた宗教社会学研究に焦点をあて、古代ユダヤ教からプロテスタンティズムの系譜に現れる世界の脱魔術化との関連から心情倫理的主体の意義と特質を検討する。さらに『職業としての政治』において心情倫理が否定的に捉えられたのは、「神の死」「神の後退」と称される倫理的規範の動揺と科学的知の合理化という近代特有の状況と関連していることを論じる。本章では心情倫理に着目して、自律的かつ意志的で決断力を有するリベラルな主体ではなく、より複雑で不安定な近代的主体の姿を描き出す。

第4章では、ヴェーバーによって心情倫理家とされ、「山上の説教」や「善と悪との関係」の解釈をめぐって対立したキリスト教平和主義者F・W・フェルスターに注目して、心情倫理的主体の特質と問題性に接近する。政治事象の悪を常に自らの「魂の試練」と捉え返すフェルスターの思考を辿ることで、ヴェーバーが心情倫理の何を問題としたのかを詳細に分析する。

第5章ではドストエフスキー『カラマゾフの兄弟』を補助線に、「目的による手段の正当化」をめぐって心情倫理に内在する倫理的パラドックスを扱う。倫理的に合理的な世界像という理念に照らして「現世の倫理的非合理性」の最終的解決をめざそうとするとき、目的の倫理性と手段の非倫理性は解決不可能なジレンマに陥りかねない。本章ではヴェーバーが、イヴァン・カラマゾフの思考と彼の作中劇である「大審問官物語」のなかに、心情倫理のこうした問題性を読み込んだことを明らかにすることで、心情倫理の特質にさらに迫っていく。

第6章では、シュミットがヴェーバーの「神々の闘争」は「価値の序列化」を生み出し、「目的は手段を正当化する」というテーゼのまかりとおる独善的な事態を引き起こすと批判したことを取り上げ、ヴェーバーの立場から反論と再批判を試みる。この試みを経て、心情倫理的主体の問題性を世界の脱魔術化および「神々の闘争」をふまえて再検討し、あらためて責任倫理の意義と可能性について愛の無世界論を手がかりに考察を加える。

【本研究の成果】

以上の作業を通して本研究が明らかにし、また主張したことは以下の四点である。

第一に、「正当な物理的暴力の独占」というヴェーバーの近代国家規定には、政治と倫理

の緊張関係が明確に織り込まれていることを明らかにした。ヴェーバーはトルストイに代表されるロシア思想を導きの糸としながら、「倫理的であること」を徹底させる愛の無世界論をその対極に位置づけることによって、国家の暴力性を鮮明に際立たせたのである。

第二に、政治と倫理の緊張関係は、物理的暴力を独占する近代国家に諸個人が対峙し抵抗する地点に現れ、とくにそれは心情倫理において先鋭化することを明示した。心情倫理においては、暴力を内在させる政治領域が倫理的に非合理的な事態を露わにすればするほど、倫理的に合理的な秩序世界の理念像が提起され、その理念像に基づいて現世改革に向けての行為が促される。ここには一方では、人格的・倫理的な生のあらたな意味を開きうる変革の力を内在させた近代的主体が現れている。しかし他方でそれは、意味喪失・破綻や挫折・意図せざる結果にさらされる不確実で不安定な存在でもある。この両義性が近代的主体を特徴づけているのである。

第三に、この心情倫理の不安定な特質は、とくに政治領域において露わになることを強調した。それは世界の脱魔術化と「神々の闘争」を特徴とする近代世界の在り方と関連する。絶対的基準がない以上、どのような価値も客観的にはその「正しさ」を保証することはできない。近代世界はこうした不安定さを内包した世界である。ここでは、心情倫理的主体は自ら選択した価値に基づいて行為するが、その「正しさ」の判定を「自分自身の法廷」に委ね、自己遡及的に正当化する傾向がある。これは政治領域においては、程度の差はあれども「目的による手段の正当化」を容認する傾向を伴う。ヴェーバーは、倫理的に構想された世界像がそれに見合った倫理的結果を導く保証はどこにもないとして、心情倫理もまた政治領域固有の暴力性から免れることはできないことを直視せよと警告した。

第四に、以上の見解から責任倫理は、現世の倫理的非合理性に鋭敏に応答する心情倫理が政治領域において露呈させる問題性を十分に認識するからこそ、あらためて導入されたものであると主張した。それでは責任倫理の特質とは何か。それは「神々の闘争」に現れる諸価値の多元化に対して、「何が正しいと誰がいえるのか」という思考でもって向き合うことを要請する倫理であるということだ。一つの価値が選択されたとしてもそれを絶対化するのではなく、その後起こりうる事態に対する予測や検証、他の諸価値との比較衡量や妥協や調整、結果と副次的結果の計算が必要とされる。責任倫理には、心情倫理が選択した価値を「自分自身の法廷」に差し戻して正当化するのとは異なる回路への分岐が組み込まれているのである。

また責任倫理は、ある選択が政治的共同体とそこに住まう他者の存在に影響を及ぼすものであることへの配慮を要請する倫理でもある。とくに「神々の闘争」が「神と悪魔の殲滅戦」へと転化しないためには、不断の妥協と調整のみならず、他者の存在の根源的な承認が求められる。この点で、本研究は倫理的であることを徹底させる愛の無世界論に重要な政治的意義を見出している。責任倫理は、暴力を内在させる政治的行為が「悪魔との契約」であることの忘却を戒める点で、愛の無世界論が政治領域の限界点から指し示す倫理的在り方を——その実現の困難さとともに——常に意識させる倫理でもある。それは、暴力を固有法則とする政治領域に関わる者に、異なる価値の排除や敵対に向かうのではなく、

何が正しいとは誰も決定できないからこそ、不断の妥協と調整を粘り強く続けることを要請する。愛の無世界論から抽出される他者の根源的な承認は、この要請を根底から支えるものとして作用するだろう。責任倫理は、責任の根幹に他者へと開かれた回路をも内在させた倫理として読み直せるのである。

ヴェーバーの提示する責任倫理と心情倫理には、何よりも近代国家と暴力の問題が刻み込まれている。その政治哲学的思考を追うことは、政治に内在する暴力の問題、およびそれに対する倫理的抵抗の不可避性とその困難さについての原理的考察を辿ることでもある。「悪魔との契約」である政治に「正当な暴力という特殊な手段」が控えている以上、政治と倫理の関係および近代的主体の倫理的在り方についてのヴェーバーの政治哲学的思考は、現在もなおその重要性を失っていないのである。